

国外に居住する親族について扶養控除等の適用を受ける方へ

住民税申告において、国外に居住する親族（国外居住親族）について扶養控除等の適用を受ける場合には、「親族関係書類」および「送金関係書類」を住民税申告に添付または提出の際に提示する必要があります。ただし、年末調整された源泉徴収票に記載された扶養控除等の適用分についてはその必要がありません。また、「親族関係書類」および「送金関係書類」の添付または提示がない場合は、扶養控除の適用を受けることができません。

国外居住親族に係る扶養控除等の見直し（令和6年度以降）

税制改正により、令和6年度以降、年齢30歳以上70歳未満の日本国外に居住する親族は、次のいずれかに該当する場合に限り扶養親族の対象となります。

- ・ 留学により非居住者になった方
- ・ 障がい者の方
- ・ 扶養控除等を申告する納税義務者から、その年における生活費または教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている方

令和6年度（令和5年分）以降の必要書類

対象者		添付または提示が必要な書類（○があるものが必要）			
		親族関係書類	送金関係書類	その他の必要書類	翻訳文
29歳以下または70歳以上		○	○	－	
30歳以上 70歳未満 (※1)	留学により非居住者となった方	○	○	○ 「外国政府または外国の地方公共団体が発行した査証書類に類する書類の写し」 または 「在留カードに相当する書類の写し」	○ 左記の各書類が外国語で書かれている場合は、日本語訳
	障がい者の方	○	○	－	
	扶養控除等を申告する納税義務者から、扶養される年における生活費または教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている方	○	○ 親族ごとに38万円以上（※2）	－	

※1 前年の12月31日現在の年齢で判定（令和7年度の住民税においては、令和6年12月31日現在の年齢で判定）

※2 国外居住親族ごとに、その年において送金した合計金額と、その金額を送金関係書類により明らかにできる書類

【親族関係書類】 ①、②のいずれか

親族であることと国外に居住することの確認できる書類

国外居住親族が日本人の場合

- ①「旅券（パスポート）の写し」及び「戸籍の附表の写し（親族関係・国外居住のわかるもの）または住民票等のいずれか」

国外居住親族が外国人の場合

- ②外国政府または外国の地方公共団体が発行した書類で、親族であることが確認できるもの（その親族の氏名・住所・生年月日の記載があるものに限る）

※ 扶養控除等の対象となる親族は、配偶者、6親等内の血族、3親等内の姻族になります。

【送金関係書類】 ③、④、⑤のいずれか

申告される年度の前年中の送金等に係るものがが必要です。

例：令和7年度の町道民税の申告時には、令和6年中の送金に係るものがが必要です。

- ③金融機関を通じてその者からその親族への支払が行われたことが確認できる書類【送金依頼書等】
- ④国外居住親族がクレジットカードで商品等を購入し、その購入代金に相当する額を扶養者から受領したことが確認できる書類（クレジットカード利用明細書等）
- ⑤資金決済に関する法律第2条第12項に規定する電子決済手段等取引業者の書類で、当該電子決済手段等取引業者が納税義務者の依頼に基づいて行う電子決済手段の移転によって当該親族等に支払いをしたことを明らかにするもの（令和7年度より追加）

* 送金関係書類については原本もしくはその写しも送金関係書類として取り扱うことができます。

* クレジットカードの利用明細書とは、居住者（本人）がクレジットカード発行会社と契約を締結し、国外居住親族が使用するために発行されたクレジットカードで、その利用代金を居住者が払うこととしているもの（いわゆる家族カード）に係る利用明細書を言います。

* 国外居住親族が複数いる場合には、送金関係書類は扶養控除等を適用する国外居住親族の各人ごとに必要となります。

* ①～④について給与支払者または年金支払者に対して扶養親族申告書と同時に提出した場合は、町道民税の申告時の添付は不要です。